

令和3年度

第6回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和3年9月21日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和3年9月21日(火) 午後1時30分～午後3時00分

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 15 人

- 1 番 森川 光典 (会長)
- 2 番 合田 政光
- 4 番 荻田 昇吾
- 6 番 富田 敏弘
- 7 番 石井 崇雄
- 8 番 豊田 敏計
- 9 番 齋藤 照久
- 10 番 中村 能身
- 11 番 石川 素康
- 13 番 岡下 定幹
- 14 番 小出 章寛
- 15 番 合田 亘
- 16 番 山内 春雄
- 17 番 川下 肇
- 19 番 今井 康博 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について <農業委員会許可>
- 議案第2号 競売買受適格証明願(耕作目的)の会長専決について(報告)
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について <香川県知事許可>
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について <香川県知事許可>
- 議案第5号 競売買受適格証明願(転用目的)の会長専決について(報告)
- 議案第6号 農地転用許可後の事業計画の変更について <香川県知事許可>
- 議案第7号 観音寺市農地利用集積計画(案)について
- 議案第8号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画(案)について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	森川 省三
事務局次長(農政管理係長)	藤村 佳広
事務局主任(農地係長)	石井 盟人
事務局主事	藤川 博史

6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和3年度観音寺市農業委員会第6回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半数である15人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

それでは、森川会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。署名委員さんは、4番荻田昇吾委員、並びに11番石川素康委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは事務局に説明を求めます。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和3年9月21日農業委員会会長からの提出です。申請件数は2件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の譲渡人は、申請地で農業を行ってきましたが、高齢となり、農地の管理に苦慮していたので、丸亀市で生活している娘夫婦が農地の管理を行っていました。これからも、娘夫婦が管理していくことを考え、無償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は丸亀市でも農業を行っており、本件により経営規模の拡大を図るものです。

譲受人の居住地が遠方ではありますが、農地までの距離は20キロ以内で、通作距離の目安の基準内です。また、農機具等は譲渡人宅に設置されており、それらを利用して耕作しており、今後も譲渡人宅に設置してある農機具を利用予定です。

2番の農地は、譲受人とその兄弟2名の共有名義となっております。現在も、譲受人が管理しており、これからもその予定です。共有名義であると、相続等のことを考えると手続きが煩雑になると感じ、譲受人の単独所有にするため、無償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

以上の申請につきましては、全部効率利用(利用・耕作)要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの審査基準をすべて満たしていることから、農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、小西 修委員 が欠席のため、私から説明します。

問題ないと聞いておりますのでよろしくお願いいたします。

2番について、合田 亘委員 補足説明をお願いします。

合田委員 確認しましたが、特に問題ありません。

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありましたら全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 競売買受適格証明願 耕作目的の会長専決についてを議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 それでは議案第2号について説明させていただきますので、議案書の4ページをご覧ください。議案第2号 競売買受適格証明願（耕作目的）の会長専決について、別紙記載の競売買受適格証明願については、農地法第3条第2項、各号に該当しないので適格者である事を証明したことを報告する。令和3年9月21日農業委員会会長からの提出です。申請件数は1件です。議案書5ページをご覧ください。

申請地は令和3年9月10日から17日の間で期間入札された物件です。現在は、使用貸借されており、稲作を行っています。借人は申請地が競売にかけられていることを知っており、10月中旬には現状復旧の上、返還予定であるとのこと。譲受人は規模拡大を考え、三豊市山本町に居住する者からの申請です。全部効率利用（利用・耕作）要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの審査基準をすべて満たしていることから、農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当していません。観音寺市農地法第3条関係事務処理要領の第1の8の（3）（4）により、入札期間の開始の日までに農業委員会が開催されない場合は、農業委員会会長の了承を得て事前に処理し、事後に開催される本農業委員会において承認を受けるものです。また、事務処理の迅速化を図るため、譲受人が当該競売買受適格証明書の交付時と事情が変わらない場合は、本議決をもって、法第3条第1項の許可申請があった場合、許可とします。議案第2号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、荻田 昇吾委員 補足説明をお願いします。

荻田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第2号 競売買受適格証明願 耕作目的の会長専決についての報告を終わります。

次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和3年9月21日農業委員会会長からの提出です。申請件数は3件です。議案書7ページ及び位置図をご覧ください。

1番の転用目的は農家住宅の拡張、無断転用の解消をしようとするものです。申請場所は、坂本町四丁目甲200番9で観音寺市役所から南東約400mに位置し、県道黒淵本大線に併せ地を接する、都市計画法の準工業地域に該当する第3種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅

地 174 m²です。併せ地は 729.07 m²、合計で 903.07 m²です。利用計画ですが、居宅 2 棟 2 階建、納屋 1 棟 平屋建、合計 310.76 m²で土地利用率は 34.41%です。

転用に及んだ理由ですが、昭和 51 年頃に両親が居宅を建築した時に敷地の一部が無断転用となっております。今般、無断転用であることを知り始末書を付しての転用申請です。

2 番の転用目的は農家住宅の拡張で、無断転用の解消をしようとするものです。

申請場所は、中田井町池下 179 番 2 で三豊中学校から南西約 400m に位置し、市道池下石之経線から 30m 入った都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地 255 m²です。併せ地は 751.12 m²、合計で 1006.12 m²です。利用計画ですが、納屋兼車庫平屋建、居宅 1 棟平屋建、居宅 1 棟 2 階建、合計 323.7 m²で土地利用率は 32.17%です。

転用に及んだ理由ですが、平成 10 年頃に農機具や車を収納するため納屋兼車庫を建築しましたが転用手続きができておりませんでした。農地法の知識が不足していたことを反省し、始末書を付しての転用申請であります。

3 番の転用目的は宅地拡張で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、大野原町萩原西中村 1323 番 1 で、JA 萩原支店から西約 100m に位置し、市道福田豆塚 3 号線に併せ地が接する都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地 162 m²です。併せ地は 914.48 m²、合計で 1076.48 m²です。利用計画ですが、ビニールハウス 1 棟平屋建、居宅 2 棟 2 階建、便所 1 棟平屋建、物置倉庫 2 棟 2 階建、合計 331 m²で土地利用率は 30.74%です。

転用に及んだ理由ですが、平成 17 年に農業用資材置場が不足していたころから、ビニールハウスを建築して農業用資材置場と車両置場として使用していましたが転用手続きができておりませんでした。農地法に関する知識不足を反省し、始末書を付しての転用申請であります。

議案第 3 号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1 番について、合田 政光 委員 補足説明をお願いします。

合田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 2 番について、荻田 昇吾 委員 補足説明をお願いします。

荻田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 3 番について、岡下 定幹 委員 補足説明をお願いします。

岡下委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第 4 号について説明させていただきますので、議案書の 8 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、同法第 4 条第 3 項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和 3 年 9 月 21 日農業委員会会長からの提出です。申請件数は 7 件です。

議案書 9 ページと位置図をご覧ください。

1 番の申請者は不動産業を営む法人です。転用目的は建売分譲住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、出作町字堂ノ本 110 番外 1 筆で中部中学校から東約 200m に位置し、市道植田下出線に接する

都市計画法の非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が田1752㎡です。利用計画ですが、分譲住宅6棟2階建448.38㎡で平均区画面積が248.12㎡からの1区画の土地利用率は30.11%です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は、中部中学校周辺で居宅用地の問い合わせが多数あったことから、需要があるものと見込み、分譲用地を探していました。一方で、譲渡人は高齢のため農地の処分を検討していたため話が纏まったものです。農地転用に伴う土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていること、建築確認の見込みもあることから、許可相当と判断するものです。

2番の申請者は牛乳及び乳製品の卸、小売業を営む法人です。転用目的は駐車場で、賃借権を設定しようとするものです。

申請場所は、木之郷町字末浪532番1で香川西部養護学校から南西約640mに位置し、市道粟井駅南線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田638㎡です。併せ地は宅地556.49㎡、合計で1194.49㎡です。利用計画ですが、申請地は露天駐車場で併せ地に既存建物2棟平屋建218.33㎡があります。

転用に及んだ理由ですが、近年事業拡大傾向であり従業員数と社有車が増えるなかで、併用地である本社用地に駐車しておりましたが、手狭で商品の積み込み時に不便であったため、転用申請をせずに申請地の一部を駐車場として利用しておりました。農地法の知識不足により無断転用となっていたことを反省し、始末書を付しての転用申請です。

3番の転用目的は一般住宅で、親子間で無償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、木之郷町字末浪537番4外1筆で香川西部養護学校から南西約640mに位置し、市道粟井駅南線に80m入った都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が畑379㎡です。利用計画ですが、居宅1棟2階建121.1㎡で土地利用率は31.95%です。

転用に及んだ理由ですが、現在アパートに住んでいるものの子供成長に伴い手狭になってきたころから居宅新築を計画。親世帯の住宅の隣接地の母の所有地を選定し転用に及んだものです。

4番の申請者は売電事業を営む法人です。転用目的は太陽光発電設備で、有償の所有権移転しようとするものです。

申請場所は、池之尻町字山越1050外1筆で豊田小学校から西約800mに位置し、市道出作野田線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田831㎡です。利用計画ですが、太陽光発電設備2基、構内柱1本、合計336.45㎡です。

転用に及んだ理由ですが、譲受人は香川県内を中心に太陽光発電事業に取り組むために1000㎡程の規模の用地を探していたところ、高齢により農地の管理が難しく整理をしていた譲渡人と話が纏まったものです。再生可能エネルギー発電事業計画の認定を経済産業省から得ていること、農地転用に伴う土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていることから、許可相当と判断するものです。

5番の転用目的は駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、池之尻町字大髭1439番6で香川西部養護学校から北東約780mに位置し、市道大髭線に接する都市計画法の非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が田308㎡です。併せ地は宅地217㎡、合計で525㎡です。利用計画ですが、車庫物置1棟平屋建、既存住宅1棟2階建159.49㎡で土地利用率は30.37%です。

転用に及んだ理由ですが、現在、妻と子2人、母親と暮らしていますが、子供2人が成人したことで車が増えたものの現在の敷地では駐車主ペースが不足し、また、物置スペースが欲しいと考えていました。一方で譲渡人は高齢であることと、申請地の周りが宅地であり営農条件が悪かったことから、有償の所有権移転することで話が纏まったものです。

6番の申請者は売電事業、農業を営む法人です。転用目的は営農型太陽光発電設備の架台の単管の設置で、賃借権しようとするものです。

申請場所は、古川町字谷間原1176番4外3筆で一ノ谷小学校から南西約970mに位置し、市道本大池之尻線に30m入った都市計画法の非線引き地域の第2種農地であり、一時転用面積は地目が田1191㎡のうち営農型太陽光発電設備の支柱部分等の0.31㎡です。利用計画ですが、営農型発電設備スクリュー杭66本、引込柱

1本0.31㎡で、一時転用期間は許可日から3年間です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は隣接地にて令和2年1月24日付で営農型太陽光発電設備の設置の転用許可を受けましたが、申請地においても営農型太陽光発電設備の設置を企図し転用に及んだものです。前回は栽培ハウスを2棟設置し、ハウス上部に営農型太陽光発電設備を設置し、シイタケ栽培を行う計画でしたが、本件はスクリー杭により地上2.7～3mに太陽光パネル150枚を設置し、発電した電力を隣接地のハウスの空調等の電力に充てる計画です。また、太陽光パネルの下部の農地ではニンニクの栽培を予定しております。三豊地区営農センターから「収穫量については影響がない」との意見書も添付されております。前回の申請と今回の申請の渡人は同じで、既に基盤強化促進法の貸借権を申請者との間で設定しております。農地転用に伴う土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていることから、許可相当と判断するものです。なお、営農型太陽型発電設備の設置による一時転用においては、毎年2月末に農作物の状況報告が義務づけられており、さらに3年毎に一時転用申請を行い、転用許可を得る必要があります。

7番の転用目的は一般住宅で、親子間で使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字林東3885番1で大野原小学校から北西約900mに位置し、市道観音寺大野原線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田441㎡です。利用計画ですが、居宅1棟2階建110.1㎡で土地利用率は24.96%です。

転用に及んだ理由ですが、現在はアパートで暮らしておりますが、子供が生まれたときのことを考え、父親の所有地のうち実家から近く生活環境も良い申請地を選定し居宅新築を計画した転用申請です。

議案第4号については以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、小西 修 委員 が欠席のため、私から説明します。

問題ないと聞いておりますのでよろしくお願ひします。

2、3番について、黒田 直文 が欠席のため、私から説明します。

問題ないと聞いておりますのでよろしくお願ひします。

4、5番について、豊田 敏計委員 補足説明をお願いします。

豊田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 6番について、荻田 昇吾委員 補足説明をお願いします。

荻田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 7番について、石川 素康委員 補足説明をお願いします。

石川委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第5号 競売買受適格証明願転用目的の会長専決についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第5号について説明させていただきますので、議案書の11ページをご覧ください。

議案第5号 競売買受適格証明願（転用目的）の会長専決について、別紙記載の競売買受適格証明願については、農地法第5条第1項及び香川県農地関係事務処理要領の第1の2（3）に基づき、会長専決により、意見書を付して知事に進達し、受理されたので報告する。

令和3年9月21日農業委員会会長からの提出です。申請件数は1件です。

議案書12ページと位置図をご覧ください。

1 番の申請は、高松地方裁判所より事件番号「令和 3 年（ヌ）第 14 号」にて不動産競売の期間入札の公告がされ、入札の参加に必要なため申請あったものです。

申請者は不動産仲介業を営む法人です。転用目的は建売分譲住宅 1 区画です。

申請場所は、出作町字西側 475 番 1 で中部中学校から東約 690m に位置し、市道出作 1 号線に接する都市計画法の非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は登記地目が宅地、現況地目が田の 238.01 m²です。

利用計画ですが、分譲住宅 1 棟 2 階建 89.43 m²で土地利用率は 37.57%です。

申請地は登記地目が宅地ですが、現況地目が田であったことから、競売手続きに際し転用が必要と判断され本申請に至ったものです。申請地は宅地に囲まれており、また、土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていること、建築確認の見込みもあることから、許可相当と判断するものです。

入札期間内までに証明書の発行が必要であったため香川県農地関係事務処理要領第 1 の 2 の (3) ④により農業委員会会長の了承を得て事前に進達しております。

なお、本件が落札となった場合、改めて 5 条許可申請を行う必要がありますが、事務処理の迅速化を図るため、5 条の許可申請内容が本申請とかわらない場合は、本決議をもって第 5 条第 1 項の申請も許可相当の意見書を付して知事に進達します。

議案第 5 号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1 番について、小西 修 委員 が欠席のため、私から説明します。

問題ないと聞いておりますのでよろしく申し上げます。

地区委員さんの補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第 5 号 競売買受適格証明願 転用目的 の会長専決についての報告を終わります。

次に、議案第 6 号「農地転用許可後の事業計画の変更について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。

それでは、議案第 6 号について説明させていただきますので、議案書の 1 2 ページをご覧ください。

議題第 6 号 農地転用許可後の事業計画の変更について、別紙記載の農地転用許可後の事業計画変更申請については、香川県農地関係事務処理要領の第 3 の 1 (3) ①の各号に該当しないため、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和 3 年 9 月 21 日農業委員会会長からの提出です。議案書 1 3 ページをご覧ください。

今月の申請は 2 件です。

1, 2 の申請は、当初の許可が別で取得しているため 2 件の申請としていますが、計画としては一体のものであります。

申請者は印刷業を行う法人です。申請目的は目的変更です。

大野原町青岡字山之上 165-1, 166-1 の土地上に新工場を建築する予定で令和元年 9 月 20 日付にて転用許可を受け、造成工事を行っていましたが造成工事が完了した令和 2 年 3 月頃に新型コロナウイルス感染症の流行により先行きの懸念から新工場の着工を遅らせておりました。その後受注環境が大幅に悪化し、現在も見通しが不透明で着工の目途が立たない状況です。申請地は造成工事を行った状態のまま活用ができておらず、申請者は転用手続きが完了できない状態が続いていることを懸念しておりました。

これらのことから、申請地の新工場建築の計画を凍結し、同地を資材置場として利用するよう変更申請があったものです。

今回の計画変更について地元土地改良区や水利組合に改めて説明し同意をもらっていることから、香川県農

地関係事務処理要領の第3の1(3)①の項目である転用事業の実施が確実と認められ、周辺農地への影響も小さく、転用許可の審査基準を満たし、許可相当と考えます。

議案第6号については以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりました。

担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思ひます。

1、2番について、小出 章寛 委員 補足説明をお願いします。

小出委員 特に問題ありません。

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長(会長) 全員異議がないようですので、議案第6号「農地転用許可後の事業計画の変更について」は、意見書を付して知事に進達します。

引き続きまして、議案第7号 観音寺市農地利用集積計画(案)について、を議題といたしますが、受付番号7番と9番が齋藤委員の関係案件にあたり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の案件にあたるため、退席を求めます。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長 失礼します。

それでは、議案第7号について説明させていただきますので、議案書の16ページをお開きください。

議案第7号 観音寺市農用地利用集積計画(案)について、別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画(案)」については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、原案のとおり決定する。

令和3年9月21日 農業委員会会長からの提出です。

次の17、18ページをご覧ください。議案第7号別紙の農用地利用集積計画(所有権移転)令和3年9月30日公告(案)ですが、こちらは、農地機構を通じた農地の売買です。7月の定例会で、所有者1名の2筆において、農地機構への所有権移転の申し出をご承認いただき、移転登記が完了しました。

今回は、その農地について、農地機構から買受希望者への所有権移転となります。

譲受人は、水稻やレタスを中心とした露地野菜の栽培を行っている認定農業者です。申請地は昭和60年に基盤整備が行われており、申請地周辺で9500㎡ほどの農地を経営しており、更なる集約化が図られるものです。

なお、こちらの申請につきましては、9月10日に利用調整会議を開催し、譲受人と地区農業委員さんにご出席いただきまして、農地機構との間で、細部の調整は完了しております。

次の19ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表(利用権設定)令和3年9月30日公告(案)ですが、こちらは、通常の利用権設定による貸借について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区 1,460㎡

高室地区 ㎡

常磐地区 19,585㎡

柞田地区 30,320㎡

木之郷地区 9,892㎡

豊田地区 2,071㎡

栗井地区 1,262㎡

一ノ谷地区 8,280㎡

大野原地区 6,801㎡

豊浜地区 m^2

合計、田 82 筆、合計面積 79,671 m^2 となっております。

今月は 30 件の申出がありまして、その中で、25 ページから 27 ページにかけて、9 番、10 番、11 番、12 番の受け人の面積の記載がありませんが、受入 4 人はいずれも、渡し人である農業法人の役員であり、個々にイチゴの栽培を行っておりました。事業自体も個々に行っており、このたび農地を整理するため、それぞれに貸借するものです。

次に、30 ページ 19 番、20 番の受人と渡人は親類で、渡人の指導のもと農業に取り組んでいくとのことです。ほかは、特に気になる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略させていただきます。

それでは、次に議案書の 37 ページをお開きください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和 3 年 9 月 30 日公告 (案) ですが、農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸し出しについて、該当する地区の集積面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区 m^2

高室地区 4 3 9 m^2

常磐地区 m^2

柞田地区 6, 7 7 4 m^2

木之郷地区 m^2

豊田地区 m^2

栗井地区 4, 4 4 1 m^2

一ノ谷地区 7 7 0 m^2

大野原地区 4 2, 3 2 9 m^2

豊浜地区 6, 3 5 5 m^2

合計、26 件、田 45 筆、畑 13 筆、合計 61,108 m^2 です。

貸借が 13 件、使用貸借が 13 件となっています。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、次の 38 ページから 51 ページに記載しており、貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸される一括方式による貸借で、令和 3 年 10 月 1 日付で設定される貸借となります。

議案第 7 号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしく申し上げます。

議長 (会長) 事務局の説明が終わりましたが、議案第 7 号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長 (会長) 特にないようですので、議案第 7 号「観音寺市農地利用集積計画 (案) について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

それでは、ここで、齋藤委員の入室を認めます。

引き続きまして、議案第 8 号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画 (案) についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長 失礼します。

それでは、議案第 8 号について、説明させていただきますので、議案書 52 ページをご覧ください。

議案第 8 号 農地中間管理事業農用地利用配分計画 (案) について

別紙記載の、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条による「農用地利用配分計画 (案)」の作成

にあたり、公益財団法人香川県農地機構 農地中間管理事業の実施に関する規程第12条第3項の規定により意見を聴取する。

令和3年9月21日 農業委員会 会長からの提出です。

次の53ページをご覧ください。

香川県農地機構を通じた貸借については、基本的に一括方式となったことから、議案第7号の農用地利用集積計画（案）を審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。

しかし、農地機構が借り受けている農地や、耕作者が変更となる場合については、この配分計画によるものとなります。

今回は、借受者変更に伴う案件1件で、貸付先が詫間在住の方なので、少し説明いたします。この詫間在住の受人は、大野原町丸井の農業法人で修行を行っておりました。このたび、独立するため、この農地の貸借を当該農業法人から受人に変更してもらうことになったものです。

今後の手続きについては、機構が正式な配分計画を作成し、県知事へ提出します。その後、認可・公告縦覧を経て、実際に借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、11月1日からとなります。

議案第8号の説明については、以上です。

ご審議よろしくお願いたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第8号「農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

事務局 [連絡事項]

議長（会長） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。副会長、閉会の挨拶をお願いいたします。

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和3年度第6回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後3時00分 閉会>